

区内ひとり親家庭の暮らしの実態調査では、家賃など負担率が収入の20%以上が7割か

荒川区一人親家庭の住まい(2016年児童育成手当受給者 区資料より作成)

1) 住まいの形態

	自分名義持主家	親名義持主家	区営、都営	公社、公園	民間賃住宅	会社の寮、社宅	その他	無回答
100万円未満(148)	12.2	20.3	19.6	5.4	37.8	0.7	3.4	0.7
100～200万円(161)	13.7	20.5	13.0	1.9	45.3	0.6	4.3	0.6
200～300万円(151)	17.9	28.5	13.2	0.7	35.8	0.0	4.0	0.0
300～400万円(82)	13.4	19.5	13.4	2.4	47.6	1.2	1.2	1.2
400～600万円(63)	49.2	25.4	1.6	1.6	17.5	3.2	1.6	0.0
600～800万円(16)	37.5	43.8	6.3	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0
800万円以上(4)	7.1	78.6	0.0	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0

2) 家賃・住宅ローン

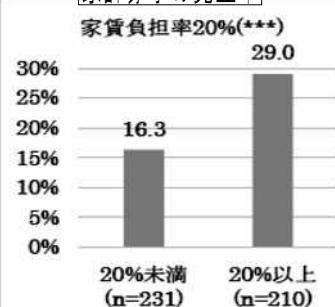
2) 本質・住宅ローン	家賃等 不要	1万円 未満	1~2 万円	2~4 万円	4~6万 円	6~8万 円	8~10 万円	10万円 以上	無回答
100万円未満(148)	22.3	2.7	4.7	13.5	12.8	14.2	11.5	13.5	4.7
100~200万円(161)	20.5	3.7	3.7	9.9	8.1	25.5	16.1	10.6	1.9
200~300万円(151)	19.2	1.3	4.0	13.2	8.6	17.2	19.9	15.9	0.7
300~400万円(82)	18.3	0.0	3.7	6.1	9.8	8.5	26.8	25.6	1.2
400~600万円(63)	27.0	0.0	1.6	3.2	6.3	7.9	25.4	25.4	3.2
600~800万円(16)	31.3	0.0	6.3	0.0	18.8	6.3	25.0	12.5	0.0
800万円以上(14)	57.1	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	21.4	7.1

**日本の母子家庭の貧困
住宅など暮らしの安心を**

前注目した収入に占める家賃（ローン）負担率をひとり親家庭で見ました。多くの項目のうち、以前の「生活実態調査」では、家賃負担率が収入の20%を超えると家計赤字、衣類や食料が買えなかつた経験の比率が高いことが分かつ

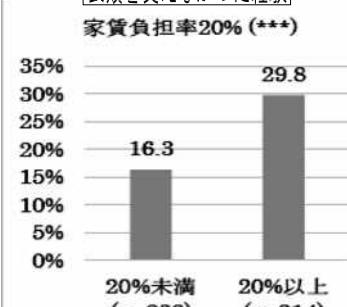
区内ひとり新家庭の場合
年収300万円以下（税、社会保険料込み）の低所得層が6割以上で、民間賃貸住宅居住が4割以上。また家賃などの負担率は、調査原票にあたらないと割り出せませんが、調査結果をざつと見るとほぼ7割が20%以上のおよび。家賃負担率が子どもの大なりリスクになっています。国際的にも日本のはとり親家庭の貧困率は、54%を超える異常な数値です。荒川区の場合どうでしょうか。区が思い切って「住宅の安心」など保障する支援を行うときです。

家計赤字の発生率

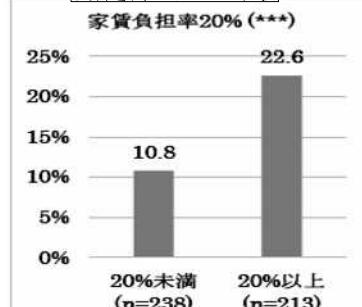


東京都子供の生活実態調査ヒビ

衣類を買えなかった経験



食料を買えなかった経験



区政報告 ニュース

2019年5月26日
発行 日本共産党区議団
3802-4627
fax 3806-9246
araipc@tcn-catv.ne.jp

横山区議事務所
荒川区町屋5-3-5
3895-0504
Eメールアドレス
kouji.office@gmail.com

荒川区政の各種情報・
話題など...横山幸次議員
のホームページをご覧ください



今年3月から12月まで夜都電通りの電線地中化の工事

都電のバラも今が盛りです。- 電、そしてスカイツリーも加わったバラとのコラボが目を楽しまてくれる季節です。

ところで都電通りで気になることがあります。通りの両側の角に「通行止め」今年の「3月13日から12月27日の20時から6時まで電線類の地中化のためこの道路を車両通行止めとさせて頂きます」の掲示がたつています。すでに、町屋駅付近では街路樹の伐採なども行い、トンネルなど設置するための準備工事なども終わっています。後は本体工事なのでしょうか。そこで夜8時過ぎに都電通りを行ってみましたが、通行止

今年3月から12月まで夜8時、朝6時まで通行止めの掲示？都電通りの電線地中化の工事はこれからどうなるのでしょうか？

都電のバラも今が盛りです。「都電、そしてスカイツリーも加わったバラとのコラボが目を楽しませてくれる季節です。

ところで都電通りで気になることがあります。通りの両側の角々に「通行止め」今年の「3月13日から12月27日の20時から6時まで

めにはなっていませんし、この間もなかつたように思います。何日を「通行止め」にしますなど具体的なお知らせが必要です。京都第六建設事務所に現状を告げ改善を求めました。都も検討を終しました。日常生活やご商売も関わりますので。（横山幸次）

裏面 今年もエアコン助成を実施中...など

お気軽にご相談ください 定例法律相談会

6月3日(月)
横山事務所18時～20時

弁護士と横山区議が相談をお受けします。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介します。
生活相談は、随時受付ています。
TEL&FAX 3895-0504
不在時は、留守電へ、後で連絡します。
区役所控室 3802-4627

